

平成28年度 介護保険料の減免申請を受付けます

洞爺湖町では、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免を、次の基準で実施しています。該当すると思われる方は、健康福祉課介護保険グループ、洞爺総合支所又は洞爺湖温泉支所で申請してください。

■減免該当者…次の①～③のすべてに該当する方

①所得段階別保険料が、

第1段階 年額24,300円と決定した方

第2段階 年額34,000円と決定した方

第3段階 年額40,500円と決定した方

※生活保護を受給されている方は減免の対象外となります。

②世帯の収入（年金、仕送り等）が、生活保護の基準以下の方

生活保護基準（例）

年 齢	単身世帯（年額）	2人世帯（年額）
65 ～ 69 歳	861,540円	1,280,560円
70 歳 以上	811,560円	1,192,000円

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安として考えてください。

③本人及び世帯構成員が土地および家屋などの固定資産を保有していない方



■減免内容…減免金額及び減免後の保険料は次の金額になります

段 階	減免前の保険料	減免金額	減免後の保険料
1 段階	24,300円	13,500円	10,800円
2 段階	34,000円	13,500円	20,500円
3 段階	40,500円	13,500円	27,000円

■申請期限…7月29日（金）まで （締切り後も随時受付します）

■減免申請に必要なもの

①印鑑

②世帯全員の収入が証明できるもの（平成27年度中の年金支払通知など）

（※遺族年金、障害年金、労災年金など受給の方は必ず添付が必要です。）

③口座振込用口座番号の確認できるもの（預金通帳又はキャッシュカード）

（代理人が申請する場合は、写しでも可）

■問合せ

健康福祉課介護保険グループ ☎74-3001

国民健康保険からのお知らせ

■問合せ

税務財政課税務グループ ☎74-3003

住民課国保医療グループ ☎74-3002

■課税限度額の改正

国民健康保険は、国保加入者の皆さんが負担している保険税により運営しています。

最近の景気の低迷により保険税収入は伸び悩む中、医療費は増加しており国保財政はひっ迫しています。

そのため、やむを得ず課税限度額を引き上げることになりました。ご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税率の改正は行いません。

改正後の課税限度額（打ち切り額）は次のとおりです。

区 分	改正前	改正後
基礎賦課額（医療）分	51万円	52万円
後期高齢者支援金分	16万円	17万円
介護納付金分	14万円	16万円
計	81万円	85万円

■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります）。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円	7 割
世帯の所得が33万円 + (26.5万円×被保険者数)	5 割
世帯の所得が33万円 + (48万円×被保険者数)	2 割

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。